

~~~~~  
論 説  
~~~~~

EU ミクロリージョンへの ポスト・ウェストファリア的批判的視座

柑 本 英 雄

1. 欧州における跨境地域

本研究の目的は、欧州連合（EU）の深化・拡大局面における「領域的結束（Territorial Cohesion）」の意味が表出する地域、つまり「国境を跨ぐ地域（跨境地域）」（Cross-border Region : CBR）、中でも「ミクロリージョン」と呼ばれる地域が、どのように変容を遂げながら領域的結束の促進に寄与してきたのかについて検討することにある。このことの学問的なインプリケーションは、このミクロリージョンにおいて、政治地理学の概念を用いて国境の意味変容を分析することにより、EU加盟国における国家主権の意味が、どのように地域政策分野で相対化されるよう制度設計されてきたのかを明らかにしうることである。本論文では、全体で、まず、これら一連の研究における跨境地域の越境協力事例分析のための概念整理をしておきたい。

はじめに、EU がどのようにミクロリージョンにおける跨境協力（Cross-border Cooperation : CBC）を推進してきたのか、簡単にその歴史的概略について触れておこう。EU が越境協力の役割に着目する以前から、欧州では歴史的に、カルパチア地域⁽¹⁾のように、国境を挟んだ地方政府が越境連絡協議会的組織であるユーロリージョン（Euroregion）

という任意団体を設立するなど、さまざまな取り組みは実施されてきた。これは、第一次・第二次世界大戦のみならず、歴史的に領土の争奪が繰り返され、人々の日々の「生活圏」と、人工的に画された「国境圏」、すなわち国家領土とにズレが生じてきたことに端を発する。欧洲の大陸地域で、特に、跨境地域の越境協力の生活実感からの必要性が、このような歴史的経緯にあることは重要な点となる。

EUも、その政策群の中に地域政策を策定し、地域政策総局(DG Regio)を設置し、欧州委員会委員のひとりをその責任者に任じてきた。そして、1990年にINTERREG プログラム⁽²⁾という地域政策パッケージを導入し、これまでの越境協力を

- ① ミクロリージョン
- ② マクロリージョン
- ③ メガリージョン

という3つの越境地域に分け、その整備を進めてきた。本論文では、この3つの形態の一般呼称として、「越境地域」を使うこととする。①のミクロリージョンは、大陸における跨境地域と、海洋の群島跨境地域とによって構成される⁽³⁾。①のミクロリージョンレベルでの越境協力も、シェンゲン協定による人的な往来の増大や、INTERREG の予算措置が付けられるにつれて活発化し、参加地方政府の数も増えていった。②のマクロリージョンは、海洋の沿岸地域、国際河川の流域など、国家領域を逸脱した形で形成された、①よりも広い領域である。バルト海地域や北海地域などのマクロリージョンでは、地域開発のグランドデザインが策定され、それへの予算措置も進み、地域協力は進展した。③のメガリージョンは、基本的にEU全域を指し、空港を抱える地域などの特定の課題について、国境を問題とせず協力を推進するための政策的領域である。このメガリージョンは、①にも②にも該当しないような特定の課題について、EU域内どこでも越境協力が組めるので、

EU の他政策分野との協働によって、これまで予算措置がつけにくかった特定の課題についての協力が進むことになる。

表1 EU 地域政策の INTERREG⁽⁴⁾

呼称	英語	EU 地域政策	内容	領域規模
跨境協力 (CBC)	Cross-border Cooperation or Transfrontier Cooperation	INTERREG III A	隣接する市町村レベルの地方政府、あるいは、州レベルの地方政府が、2つ、あるいは3つ以上で実施する地方政府間協力	ミクロリージョン
トランサンショナル協力	Transnational Cooperation	INTERREG III B	市町村レベル、州政府レベルだけでなく、国家中央政府も含み込み、比較的大きな領域をカバー	マクロリージョン
リージョン間協力	Interregional Cooperation	INTERREG III C	国境で隣接しない州政府間などの協力	メガリージョン

筆者作成

これら3つの越境地域の協力が進展するにつれて、ある問題がクローズアップされるようになった。それは、その協力組織の事務局をどこに設置し、どのように運営するのかという問題である。これは、その設置地点によって、法人として拘束される加盟国の国内法が異なり、税制措置や土地取得などの権利などにも及ぶからである。

こうした問題を受けて、2006年に、EU 地域政策に画期的な規則が導入された。常設的な越境法人の設立を可能にする EGTC 規則（欧州における領域的協力団体に関する欧州議会・欧州理事会規則。詳しくは後述）である。それまでは、CBC を促進する団体は、参加地方政府内に契約関係を結んだ事務局を設置したり、団体事務局を当該国の会社組織にするなどして、加盟国の国内法に拘束され法人格を取得し、他国のカウ

ンターパートとなる法人と協力関係を推進する方法を採用してきた。この方法では、国境を越えて事務局引継ぎや移転が生じたときに、大きな問題を引き起こすことになる。つまり、この EGTC が画期的なのは、その法人格が 1 加盟国の国内法を設立根拠とせず、EU 規則によって EU の国際法人としての法人格を有する点にある。EGTC を設立し、この協力枠組みを使うことで、国家中央政府のヒエラルキーの中に埋め込まれた地方政府にとって、「自らの管轄領域にある国境」が相対化され、隣接する隣国との CBC が一気に促進されることが可能となる。

これを、わかりやすいイメージで表現してみよう。日本でも、村や町のような予算的に小規模な地方政府単体では実施が難しい行政サービスについて、「消防広域行政組合」や「水道整備広域行政組合」など、複数の地方政府が新しい行政領域を創設して住民サービスにあたることがある。この場合は「規模の経済」を探求する意味での広域行政組合の設立であるが、EGTC は、「越境する課題」のための、国家領域を跨いだ地方政府間広域行政組合の設立であると考えるとわかりやすいであろう。また、参加するアクターも、CBC を促進する目的であれば、地方政府にプラスして NGO 的な組織の参加をも可能ならしめている。

ここで、簡単に、EGTC とはどのようなシステムであるのかを見ておこう。本論文の目的は、事例研究の前提となる理論的枠組みを整理、検証することにあるので、EGTC そのものの詳細な事例研究的議論は別稿に譲り、国家主権との関係で重要なポイントだけを押さえておきたい。EGTC は、European Grouping of Territorial Cooperation の略で、和訳としては「欧洲における領域的協力団体」と訳出できる⁽⁵⁾。2006年7月5日付 欧州における領域的協力団体 (EGTC) に関する欧洲議会・欧洲理事会規則 (EC) No. 1082/2006 (REGULATION (EC) No 1082/2006 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 5 July 2006 on a European grouping of territorial cooperation (EGTC)) は、第1条「EGTC の性質」で以下のようにその概要を定めている。

1. この規則が定める条件と取り決めに従い、欧州における領域的協力団体（以下、EGTC という）を、共同体領域内に設立することができる。
2. EGTC の目的は、経済的・社会的結束の強化という高次の目的に従って、第 3 条第 1 項が示す構成員間の、国境間協力（cross-border cooperation）・脱国家間協力（transnational cooperation）・地域間協力（interregional cooperation）を容易にし、かつ促進することにある。
3. EGTC は、法人格を有するものとする。
4. EGTC は、各加盟国において、その国内法の下で法人に与えられる最も広範な法的能力を有する。特に、動産・不動産の取得と売却、スタッフの雇用、そして、訴訟当事者となることを可能とするような法的能力である。

（筆者訳）

2 で記述されているように、EGTC は、「国境間協力」「脱国家間協力」「地域間協力」を促進するための国際法人である。この 3 つは、「国境間協力」がミクロリージョン（前述の①）、「脱国家間協力」がマクロリージョン（同②）、「地域間協力」がメガリージョン（同③）の協力を、便宜的に示している。

興味深いことに、この EGTC 規則が2006年に施行されるとすぐに、②や③ではなく、とりわけ①のミクロリージョンで活発な動きが始まった。ハンガリー・スロバキア国境、フランス・ベルギー国境に、EGTC がそれぞれ設立されたのである。ハンガリーでは、国境の相対化を促進するためのシンクタンク CESCI (Central European Service for Cross-border Initiatives) が、そして、フランスでは CESCI の姉妹組織ともいえるシンクタンク MOT (Mission Opérationnelle Transfrontalière) が設立され、これらが両国境地域で EGTC の設立コンサルタントの役割を果たしてきている。その後、10年強の間（2019年10月）に、EU で

は72のEGTCが設立・運営されており、そのうち24件がハンガリー国境、23件がフランス国境のミクロリージョンに存在する⁽⁶⁾。

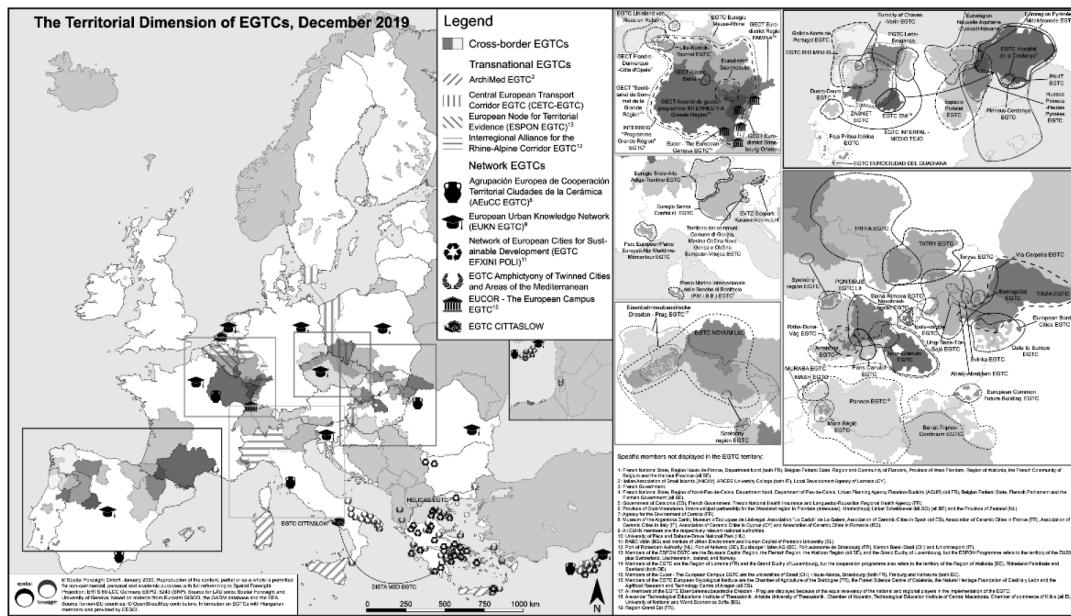


図1 2019年のEGTC（出典：Spatial Foresight）⁽⁷⁾

では、当時、このEGTCを積極的に利用し始めたCBRの地方政府群の行動は、どのような意味を持つのだろうか。このことから、次のような学術的「問い合わせ」が浮かび上がる。「なぜ、ハンガリー国境とフランス国境のCBRで、EUのEGTCの過半数を占めるのか。これは何を意味するのか」である。そして、この問い合わせに対して予測されるのは、「国境の相対化を促進する意味で、ハンガリー国境のEGTCは“旧東欧諸国地域へのEU統合の拡大”を担う地域政策モデルであり、フランス国境のEGTCは“旧西欧諸国地域のEU統合の深化”を担う地域政策モデルである」との仮説である。すなわち、EUは、この国家主権と国家主権がせめぎあい、断絶を基本とするCBRの性質を、EGTCなどの制度整備を行いながら相対化させることで、EU地域政策における深化と拡大を促進してきたと言える。この仮説についての詳細な考察は別稿に譲るが、本論文では、この学術的問い合わせに答えるために、まず、EU地域政策分野におけるパワーの変容に関する理論的枠組みを組

み立てていくことにしよう。

2. 跨境協力（CBC）とは何か

ここで、まず、ミクロリージョンで促進される CBC とは何かについて考えてみよう。欧州の地方政府の外交権を認めている欧州評議会（Council of Europe : CoE）は、「地域共同体または地方政府間の国境を越えた協力に関する欧洲枠組み条約（European Outline Convention on Transfrontier Co-operation between Territorial Communities or Authorities）」⁽⁸⁾ の第 2 条で、以下のように定義している。

2つ以上の締約国に属する地域コミュニティまたは当局間の隣人関係を強化および発展させることを目的とした、あらゆる協調的行動、ならびにこの目的のために適切な協定および取り決めの締結

（筆者訳）

もちろん、EU と CoE は異なる条約に基づく国際組織ではあるが、実際には EU の加盟国はすべて CoE の加盟国でもあり、CBC については EU と CoE が協働しながら当たっている⁽⁹⁾。また、CBR の地方政府で組織される欧洲国境地域協会（Association of European Border Regions : AEBR）は、『実践的ガイド』の中で、CBR を

国境沿いの地域および地方機関が、あらゆる生活分野において、すべての関係者を巻き込んで行う直接的な近隣協力

（筆者訳）

と定義している⁽¹⁰⁾。それぞれの定義で重要な点は、跨境する地域コミュニティの「生活分野」に直結する課題に対する協力内容を盛り込

んでいることである。

国境には、主権国家の領域境界として、当然ながら隔離性と非透過性があり、これが CBC を阻む要因になりうる⁽¹¹⁾。CBRにおいては、それが大河や山岳のような自然境界でなく、戦争の結果として画定された国境の場合もある。「もうひとつのベルリン」とも呼ばれるイタリアの Gorizia とスロベニアの Nova Gorica は、もともと 1 つの町であったが、国境によって西側と東側に隔離された。国境の画定によって、1 つの生活圏が 2 つに分断され、両者の透過性が遮断されることになる。時が経ち、東西冷戦の終結とともに、この Gorizia と Nova Gorica のケースを含め、もともと 1 つの生活圏であった多くの地域で、このような分断を超克する方法論として CBC が採用されたのである。

Eckardt らは、CBC は、このような第二次世界大戦が生み出した分断を超克し、法律的な革新を生み出す「孵卵器 (incubator)」となったのだと位置づけており、この孵卵器の例えは、INTERREG⁽¹²⁾ や EGTC の CBC 促進への制度的役割をうまく説明づけているとも考えられる⁽¹³⁾。その孵卵器の必要性は、EU 統合の拡大と深化によって、CBR における日々の生活の国境両側の緊密性が増加し、CBC の必要の種類が増加し強度が高まっていく一方、依然として、隣国同士の国家主権の問題の調整が進んでいなかった、当時の現状の中で大きくなっていたのである。

では、国境には、克服しなければならない、どのような隔離性と非透過性があり、政策遂行上の具体的な問題点となっているのであろうか。Berzi は、CBR を「国家境界を跨ぐ、ある程度広範または狭小な地域で、その領土的特性（地理的、物理的、社会経済的、文化的、政治的）が、国境機能の発展、および国家、国際、地方レベルの政策の変化に影響を受ける地域」であるとした上で、以下のようなポイントがあると指摘する⁽¹⁴⁾。

1. 異なる政治的・行政的なカルチャーがある

2. 通常、インフラやサービスが不足している
3. 多文化・多民族の社会構成が見られる
4. 国境そのものの在り方が直接的、間接的に跨境地域の開発あるいは非開発に結び付く

(筆者訳)

Berzi の指摘を具体的に考察してみよう。1 は、国境の両側では異なる政治的・行政的なカルチャーが存在し、国境そのものが相対化されても、実質的な隔離性と非透過性が存続し、CBC が促進されない要因ともなりうることを指す。Bufon が指摘するように、CBC は、参画するアクター、すなわち、地方政府群の性質上、その大部分が依然として行政的かつ官僚的な性格を帶びており、CBR の住民の実際の生活やニーズには、ごく一部しか対応していないのが現状であった⁽¹⁵⁾。参加アクターのそのような行政的かつ官僚的な性格は、予算措置などに顕著に表れ、地域の非開発に直接的な影響を与える、すなわち、CBC の障壁となりうるのである。

また、2 のインフラやサービスの不足はどうであろうか。国境地域は当該国の周縁地域にあたり、首都などと比較するとインフラの整備が遅れ、行政サービスも手薄になりがちである。政治が資源の再分配を実施するにあたり、当然、国内的な行政サービスに優先順位が振り分けられ、地方自治体外交の一環に位置づけられる CBC に振り分けられる予算や人的資源などは、後回しになる可能性が高い。

では、3 の多文化・多民族の社会構成について考えてみよう。隣接国的主要民族の周縁地域が国境を越えて、かつて入り込んでいたケースに見られるように、自国の主たる文化や民族と異なった他文化・他民族によって CBR の社会が構成されていることがある。自国内でマジョリティを占める民族や文化には予算措置も振り分けられやすいが、周縁地域のマイノリティまで政策的なケアがどこまで届くかは、やはり政治的優先順位の問題となる。この状況を地図（図2）上で俯瞰的に

見ると、自国のマイノリティグループではあっても、その民族や文化グループが隣国のマジョリティを占めているケースであることがわかる。つまり、このとき、CBRにおいては、この自国のマイノリティについての取り扱いは、マジョリティとして政治のイニシアティブを握っている隣国の働きかけが重要なポイントとなるのである。この民族的文化的視座は、CBRの1つの特徴とも考えられる⁽¹⁶⁾。

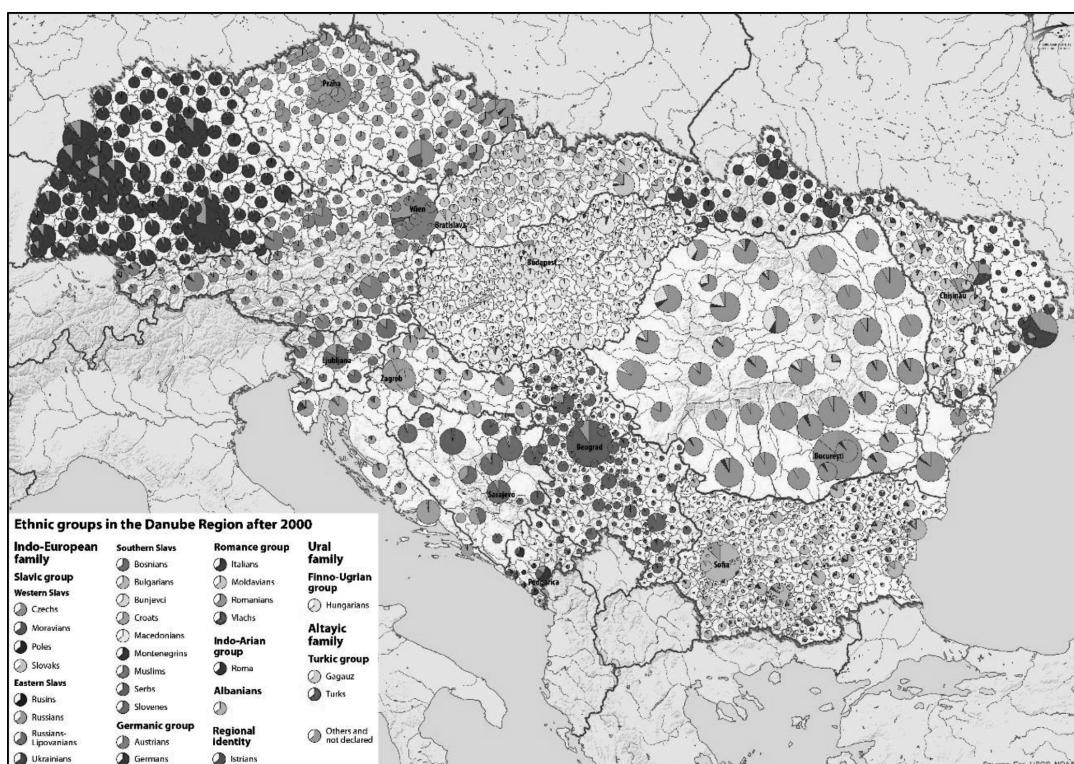


図2 2000年以降のドナウ川流域における民族グループ (CESCI, 2019)⁽¹⁷⁾

また、4の国境そのものの在り方が直接的、間接的に CBR の開発あるいは非開発に結び付くというのは、国境にはさまざまな様態があり、その様態が CBC によって解決しうる特定の課題を浮き上がらせることを指す。これは、逆に言うと、山岳や河川のような自然境界の在り方が CBC を阻む要因ともなりうる。

Decoville らは、CBC が発展する初期段階として、「一体的な越境協力の空間」を生み出そうとするあまり、アプローチが観念的になりす

ぎて、CBCが行われる空間を、加盟国の適切な法律的文脈に落とし込む作業が困難になることも考慮しなければならないとする⁽¹⁸⁾。実際に、このようなCBRを含みこんだ大きな協力の設計図あるいは青写真となる、マクロリージョンレベルの空間計画(spatial planning)の出現は、欧州空間計画のための基本データ整備を目的とするESPONユニット(European Observation Network for Territorial Development and Cohesion)、さらにはバルト海空間計画VASAB(Vision and Strategies Around the Baltic Sea)の登場まで待たなければならなかった。

ここで言う「空間」は、地域開発のための「空間計画(spatial planning)」の空間を指し、後述する政治地理学における「空間(space)」概念である。EUでは、日本の国土計画にあたる欧州空間計画(European Spatial Development Perspective:ESDP)が策定され、その後、それがマクロリージョンの空間計画に落とし込まれていった。ミクロリージョンのCBCは、基本的には、このマクロリージョンの空間計画に従って策定されていく。

すなわち、CBCが始まったころの空間計画の策定は、純粹に加盟国の権限であり、国内空間計画は策定されても、ESDPのように国境を越えて隣国との空間計画が共有されることはなかった。Decovilleらの指摘のように、その異なった地域開発の青写真を国境の両側で共有し、それぞれの国家の法的枠組みと整合性を保ちながら具体的な行動に「翻訳できる戦略」を策定することは、非常に難しかったのである⁽¹⁹⁾。これは、空間計画と国家主権のせめぎあいの問題ととらえることができよう⁽²⁰⁾。

ここまで検討してきたように、国境を接している地域は、それぞれその領土的特性をもち、その領土的特性が隣接しあい、国境地域に個別の意味を持たせるのである⁽²¹⁾。そして、そこに共通するポイントは、隣接する国家同士の「国家主権」の問題を、空間計画などの中で、どのように克服しながらCBCの進展を図るかである。さらに、ここで重要なポイントは、そのミクロリージョンは、これまでのウェストファ

リア的主権国家空間には存在しなかった、新しく生み出された空間という点である。次章では、この新しい空間の観点からの分析を進めていこう。

3. マクロリージョンとミクロリージョン：2つの国家主権からの「はみだし」の意味

では、ミクロリージョンにおける CBC の特殊性を、どのような学術的観点から検証すればよいのであろうか。Allen は、このような空間におけるパワーを、社会的相互作用が生み出す関係性の効果 (a relational effect of social interaction) としてとらえている⁽²²⁾。また、Truffer らは、社会空間的埋め込み (socio-spatial embedding) や多階層性 (multi-scalarity) が、地理学が取り組むべき中核的な課題であると指摘する⁽²³⁾。これらを手掛かりに考えると、CBR という社会空間に、どのようなスケールからのアクターの埋め込みが行われているのかが重要な視角となろう。そして、そのミクロリージョンという新しい社会空間で、社会的相互作用が生み出す「関係性の効果としてのパワーの在り方」の分析こそが、主権国家の国境画定を前提とするウェストファリア的社会空間を、どのように変容させているのかを検証する手掛かりとなる。

ミクロリージョンのように、国家領域を逸脱し、新しく生み出された政策領域としての地域の分析では、国家間の主権の調整がどのように行われるのか、政治地理学で使用される空間 (space)、領域 (territory)、スケール (scale) のような概念を援用しながら、その新しい地域の戦略性を分析することが重要となる。CBC の推進という社会的相互作用を通じて、空間 (space)、領域 (territory)、スケール (scale) が政治的戦略性を持ちはじめ、それらの社会的相互作用を通じて、CBR という新しい空間で主権の調整の結果としてのパワーが生み出される。これらの 3 つの概念は、それ単体ではなく、それぞれ、調整過程への戦略的行為を伴うので、空間 (space) に対応する「空間性

(spatiality)」、領域 (territory) に対応する「領域性 (territoriality)」、さらには、これは未だ学問的には議論が蓄積される途上ではあるが、スケール (scale) に対応する「スケール性 (scalarity)」という分析道具を設定することが必要となる。

空間性は、構成国国家の空間計画（国土計画）が EU 全域の空間計画の中でどのような戦略性をもって位置づけられ、相対化していくのかを検証する概念となる。領域性は、国家領域という国境によって画定された「なわばり」が、どのような戦略に基づいて相対化、あるいは絶対化していくのかを分析する有効なツールとなる。さらに、CBR のスケール性を分析することで、国家の入れ子状のヒエラルキーから、CBR を構成する地方政府が逸脱する指向の意味を知ることが可能となる。空間性、領域性、スケール性という、これら 3 つの戦略的概念を援用することで、ミクロリージョンでの社会空間の調整行為によって生み出されるパワーがどのようなものであり、国家アクターのみならず地方政府や関連 NGO が、パワーの生成にどのように関与するのかも明らかにできる。

前章までで議論してきたように、ミクロリージョンは、その地域空間に必ず国境を内包し、そのことゆえに隣接する国家同士の「国家主権」の問題を直接的に孕み、同時に、その問題が一般化されるだけでなく、その国境の領土的特性によって個別の意味も付与されている。ここで重要なのは、主権国家が行使するパワーが、ミクロリージョンという政治的空間の中で、どのように読み替えられ、新たなものに作り替えられていくのかを考察することである。

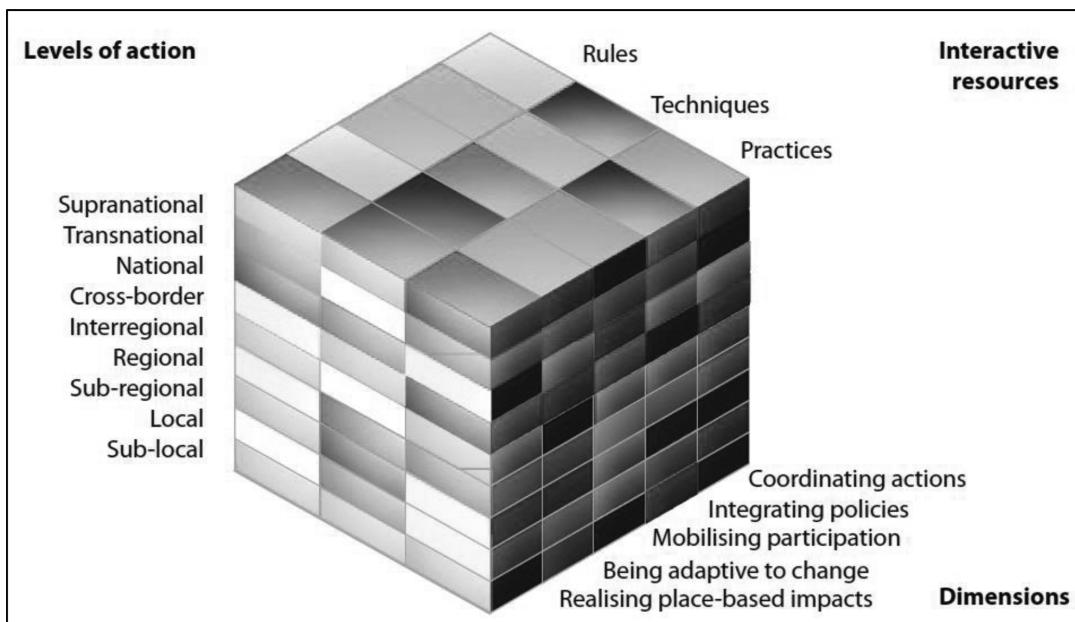


図3 欧州におけるより良い地域ガバナンスの“ルービックキューブ”(ESPON, 2014)⁽²⁴⁾

図3は、第1章で触れた欧洲空間計画のデータ作成機関、ESPONが作成した「ルービックキューブ」である。これは、EU域内で起こりうる地域政策の開発ガバナンスについて、縦軸に①活動の次元(Dimensions: コーディネート活動、統合的政策、参加促進、変化の適応、場所ベースの効果測定)、横軸に②双方向的な資源(Interactive resources: ルール、テクニック、実行例)、高さに③行動のレベル(Levels of action: 超国家的、脱国家的、国家的、跨境的、リージョン間的、リージョン的、サブリージョン的、ローカル的、サブローカル的)を配して、さまざまな越境協力が3次元的にどこに当てはまるのかを示すトポロジー的モデルである。

この3次元モデルが、具体的に何を表現しているのかを見てみよう。まず、縦軸の「①活動の次元」である。EU域内の地域開発は、前述のESDPという欧洲の空間計画に基づいて実施される。その政策は、EU地域政策総局(DG Regio)が中心となり、加盟国政府の担当官庁が国土計画をESDPに沿う形で策定し、それが州や県レベル、そして市町村レベルの具体的な政策へと落とし込まれていく。図の「コーディネート活動(Coordinating actions)」は、そのような地域政策コーディネート

を指し、統合的政策とはグランドデザイン ESDP に基づいた統合的な政策推進を意味する。そして、具体的な解決課題を模索しながら、地方政府レベルの参加を促進し、加盟国の増加などの EU の状況変化やグローバル化などの変化へも適応していく。そして、それぞれの具体的な地域政策の効果測定を、期間ごとに実施していくのである。

次に、横軸の「②双方向的な資源」の意味を考えてみよう。ここでは、地域政策に必要な EU 規則を整え、その地域独特の特徴に沿う形でルール作りが行われる。さらに、実際の運用面で援用される政策的なテクニックが共有されていく。例えば、北海沿岸地域などで、同じような問題を抱えるパートナーを探すお見合い会のような「ダイレクトリア (Directoria)」と呼ばれる催しが、地方政府ネットワーク北海地域委員会 (North Sea Commission) の年次総会に合わせて実施されるなど、さまざまな工夫が行われている⁽²⁵⁾。さらに、実行例の部分としては、INTERREG イニシアティブなどの年次総会で、いくつもの「成功事例 (Good Practice)」⁽²⁶⁾が紹介され、地方政府レベルの担当者が意見交換を実施するような機会が設けられてもいる。

では、続いて、この3次元モデルの高さ部分にある「③行動のレベル (Levels of action)」に着目して議論を進めよう。実は、この高さ部分の分析こそが、本論文のミクロリージョン分析における最も重要な考察対象となる。この行動のレベルとは、具体的には、地域開発が行われるガバナンス空間の序列である。一見、ここにある空間の序列は、EU 域を指す超国家レベルから小さな村を構成する自治会的組織まで、それぞれの空間が入れ子状になっているように見える。

① ガバナンス的序列

超国家的、脱国家的、国家的、跨境的、リージョン間的、
リージョン的、サブリージョン的、ローカル的、サブローカル的

しかし、この空間の序列で実際に入れ子になっているのは、

② ガバメント的序列

超国家的、[]、国家的、[]、リージョン間的、リージョン的、サブリージョン的、ローカル的、サブローカル的

であり、下線を引いた脱国家的 (transnational)、跨境的 (cross-border) の2つは、空間の入れ子には収まっていない。国家統治 (government) のヒエラルキーの上に超国家の EU 領域が載っているのが②であり、国家領域の中は完全な入れ子状となる。この②が①と異なるのは、国家主権を前提とする地域開発に当てはまらない脱国家的 (transnational)、跨境的 (cross-border) の2つが入っていないことである。すなわち、この2つが入ることで、EU 地域政策に、統治的ではない、新たなガバナンス空間が生まれることとなる⁽²⁷⁾。このガバナンスこそ、欧州統合のツールとして活用される、マルチレベルガバナンス (Multi-level Governance : MLG) と呼ばれるものを表している⁽²⁸⁾。このような、ガバメント構造からガバナンス構造への移行は、国家の階層構造の役割の意味変容を示すと同時に、共通の利益の達成に向けた協調的な政策決定プロセスにおいて、相互に依存する地方政府などの国家以外のアクターの役割が大きくなってきたことを意味する⁽²⁹⁾。

4. 国家主権と領域の意味変化⁽³⁰⁾

第3章では、EU の地域政策のガバナンスにおいて、「脱国家的 (transnational)」、「跨境的 (cross-border)」の2つのレベルが、「地域政策空間の入れ子構造」からはみ出し、その空間での国家主権の調整が必要となったことが明らかになった。「脱国家的 (transnational)」な領域はマクロリージョンであり、「跨境的 (cross-border)」的な領域はミ

クロリージョンである。EUは、マクロリージョンでの国家主権の調整に、積極的に空間計画を利用し、EU独自の領域としてMLGに組み込むことに成功した⁽³¹⁾。この章では、入れ子からはみ出したもう1つの領域ミクロリージョンで、これらの国家主権の調整がどのように行われたのかを検証してみよう。その分析には、主権国家領域の再編成を分析する概念である「再領域化（re-territorialization）」を援用するのが有効である。

まず、ここで「領域（territory）」とは何か、さらに「領域性（territoriality）」の定義を共有しておこう。国民国家は国境によって画され、隣接する国家領域と相互に排他的である⁽³²⁾。これが、国家における領域となる。国境の役割の中で重要なのは、異なった管轄領域との「法的な線引き」を担っていることである⁽³³⁾。そして、領域性とは、なんらかの権威主義的な方法論で、その領域という空間とそこに住む住民（国民）をコントロールする政治的な戦略のことである⁽³⁴⁾。

ここで、領域性の議論の前提となるウェストファリア条約について考えてみよう。Raustialaは、ウェストファリア条約は一般的に領土に基づく国家主権の誕生を意味し、広義には複数の層状の権力的中心と多様な正当性、忠誠、地位の源泉から構成されていると考えている⁽³⁵⁾。それ以前の中世の秩序はウェストファリア条約によって変更され、「地位（status based）」に基づくものではなく、領域に基づく（territorial based）法的空間の概念が導入されたのである⁽³⁶⁾。本論文における、国家主権の調整様式としての再領域化（re-territorialization）の議論の大前提として、国家領域は、Raustialaが指摘する「領域に基づく法的空間」であることを確認しておこう。

では、ミクロリージョンでは、このようなウェストファリア的な「領域に基づく法的空間」を超えて、どのような新しいパワーが生み出され、それらは行使されてきているのだろうか。山崎は、サックの『人間の領域性—その理論と歴史』の中で、領域性を

地理的区域を画定し、そこへのコントロールを主張することによって、人々、諸現象、諸関係に影響を及ぼし、それらをコントロールしようとする個人または集団による試み

と和訳し、彼の理解を示している⁽³⁷⁾。領域性が分析概念として有用なのは、空間が権力の源泉になるからである⁽³⁸⁾。人々が領域によって管理されると、その領域を作り出した原理を通して、特定の社会が構築・強化されていく⁽³⁹⁾。「空間が権力の源泉になる」とは、まさに、ミクロリージョンが入れ子状のヒエラルキーからはみ出して、国際関係における従来の静的な領土性の見方ではなく、「より偶発的で変化しやすい単位の多様性の定式化」、つまり、正確に境界が定められた領土国家で構成される「ウェストファリア体制」ではない空間を作り出していることを意味している⁽⁴⁰⁾。

本来、国境を越える問題は、その大小はあるが、EUだけに起きていく現象ではなく、グローバル化した経済、国際的な移民の増加、環境問題などの経験からも明らかのように、国家という「政策容器」の優位性に疑問を投げかける現象である。すなわち、国家という政策容器から、経済、社会、文化が「漏れ」始めたのである⁽⁴¹⁾。これは、すでに議論したように、国境が持つ隔離性と非透過性が変化したことによる結果でもある。

では、ここで、国家の政策容器の変化について、Ruggieの議論を手掛かりに、物理的な領土という「容器」と、政治的主権という「中身」との、一見固定された関連性にどのような疑問が投げかけられたのかを考察してみよう⁽⁴²⁾。

- ①すべての種類の規制に明確な領域的側面があるわけではない。法的な観点からは、領域性は依然として西洋の立法および民主的組織における重要な原則である。

②主権的規制の領域的側面は「柔軟」であると見なすことができる。この点は、例えば、通貨統合と共通市場について異なる領土的焦点を持つ欧洲連合に関して、多くの議論が交わされてきた。空間計画政策の観点からは、この視点は最近「ソフトスペース」⁽⁴³⁾に関してさらに発展している。

③領域的規制は排他的である必要はない。欧洲連合は参考例であり、その領土は「国家領土の統合の拡張として、特定の国家主権に付随する二次的領土」と捉えることができる。領土的集約プロセスおよび異なる国家と政治レベル間の政治的権力は、多層的統治の研究に多大な影響を与えてきた。

④「脱領土化」の問題が提起されている。この概念は、主権そのものの領土的側面を疑問視している。

（筆者訳）

Ruggie は、EU で起きている現象も事例として視野に入れながら、われわれがウェストファリアシステムでアприオリに受け入れている「法の明確な領域的側面」に疑問を呈し、主権的規制の領域的側面の「柔軟性」の可能性に言及し、領域的規制は排他的である必要はないし、主権そのものの領土的側面を疑問視しているのである。①はウェストファリアシステムにおける西洋的な民主主義的国家の在り方の変化、②はハードスペースとしての国家領域からソフトスペースへの転換、③はガバメント的空間から MLG 的空間への移行、④は国家領域の再領域化の観点からの見直しである。

①から④を考える際、忘れてはならないのは、Kahler が指摘するように、グローバル化の加速は領土からの離脱（detachment from territory）を加速させ、国境（border）の意味を変えたが、国境（border）をなくしたわけではないという点である⁽⁴⁴⁾。本論文に引き付けて考えると、

ウェストファリアシステムに埋め込まれた静態的な領域性ではなく、世界の政治・経済・社会的な動向に合わせた動態的な領域性の分析が必要となったことである。すなわち、それは、領域という分析概念を用いたミクロリージョン検証の必要性を意味する⁽⁴⁵⁾。

政治地理学者 Agnew は、政治学や国際関係論は「領土の罠 (the territorial trap)」に陥っていると指摘した⁽⁴⁶⁾。では、「territorial trap」とは、どのような概念であろうか。Agnew は、これまで所与とされてきた領土の在り方にとらわれ過ぎて、国家の内部の多様性を考察する政治地理を理解できていない、すなわち、政治学や国際関係論はその支配的な分析ユニットである国家の内実を単純化して認識しているとの批判をこの分析概念で実施したのである。

‘territorial trap’は、一般的に「領域の罠」と訳されるが、本論文においては、国家領域の再構築の観点からこの概念を使用するので、山崎が名づけるように「領土の罠」の意味を採りつつ、「領域」や「領域性」の概念検討では「領域の罠」の和訳を使用することとする⁽⁴⁷⁾。

山崎は、Agnew が領土の罠論を 3 つの地理的前提から構成していると以下のように訳出している⁽⁴⁸⁾。

- ①国家は明確に確定された領土に排他的な主権を行使できる
- ②国家の内と外、内政と外交は明確に区別できる
- ③国家の境界が社会の境界をそのまま確定している

①は前述の Ruggie の議論にもあるように、ウェストファリア体制における主権国家の最たる主権の要件である。Kahler も指摘したように、国境の意味は変容したが国家がなくなったわけではなく、その国内法の政策容器の役割は変化はしていない。それは、ESPON が作成した「ルービックキューブ」の②にあった「ガバメント的序列（超国家的、国家的、リージョン間的、リージョン的、サブリージョン的、ローカル的、サブローカル的）」に現れるような、主権に関する明確な「権力の入れ子状

態」を示す。

では、②と③はどうであろうか。ここに、Ruggie の②、③、④の議論がかぶさってくる。本来、国境によって画定された政策容器だけの議論であれば、主権の領域的側面の柔軟性や、領域的規制の排他性や、脱領土化は起こりえない。つまり、「ルービックキューブ」の①にあった脱国家的 (transnational) な領域、すなわち、マクロリージョンや、跨境的 (cross-border) な領域、すなわち、ミクロリージョンが、国家主権ヒエラルキーからはみだすことはない。つまり、国家の境界、すなわち、国境が社会の境界と重なり合って、新しい地域を形成することは想定されていないことになる。

5. 結論：ミクロリージョンへのポスト・ウェストファリア的批判的視座

本論文は、EU の地域政策におけるミクロリージョンの越境協力 (CBC) の制度的発展を、国家主権の相対化というポスト・ウェストファリア的視点から分析する批判的視座を検討した。EU は1990年代から INTERREG などを通じて越境地域協力（ミクロ・マクロ・メガ）を支援し、2006年には国家法に依存しない国際法人「EGTC」を創設した。特にハンガリー国境、フランス国境での EGTC 活用が顕著で、旧東欧と旧西欧における EU 統合の「拡大」と「深化」のモデルと位置付けられる可能性が浮かび上がった。

CBC は、国境の非透過性や行政文化の差異、インフラ不足、多文化構成などの障壁を乗り越え、地域の社会的ニーズに応える手段とされる。理論的には、空間性・領域性・スケール性という地理学的概念を用い、国家主権を超えた新たなパワー形成の場としてのミクロリージョンを捉え、従来の「領土の罠 (territorial trap)」からの脱却を目指し、国家という政策容器の限界と、その再領域化 (re-territorialization) の観点から主権国家ヒエラルキーを超えた CBC の意味が重要になって

いることが明らかになった。

注

- (1) ヨーロッパ連合についての詳細な分析は、紙面の関係で、本研究に続く「ヨーロッパ連合の歴史的分析」で明らかにしたい。
- (2) INTERREGについての研究は、以下を参照されたい。
柑本英雄「欧州地域政策 INTERREG II C プログラムに関する考察」『早稲田大学社会科学研究科紀要』第6号、2000年9月、47-64頁；柑本英雄「欧州地域協力の主体の変容—「リージョナルとナショナル」から「サブリージョナル」へ：INTERREG II C 地域プログラムの比較考察」『環日本海学会』『環日本海研究』第6号、2000年10月31日、55-69頁；柑本英雄「サブリージョナルの戦略的形成：INTERREG II C 北海地域プログラムを通じて」『早稲田大学社会科学研究科紀要』別冊7号、2001年3月、79-95頁；柑本英雄「EU 地域政策分析枠組みとしての「越境広域経営」モデル構築の試み：バルト海グランドデザイン VASAB2010と INTERREG II C を例証とした欧州地域空間再編成の研究」弘前大学人文学部『人文社会論叢（社会科学篇）』第14号、2005年8月31日、1-37頁。
- (3) ただし、本論文を含む一連の研究では、欧州大陸のミクロリージョンを事例研究の対象とするので、ここでミクロリージョンといった場合は陸上国境を跨ぐ地域に限定し、海上国境のCBRは除外しておきたい。
- (4) EUやCoEの地域政策分野で使われる3つの種類のCBCの定義を、Ricqの分類をもとに確認しておこう。跨境協力（Crossborder CooperationあるいはTransfrontier Cooperation）とは、隣接する市町村レベルの地方政府、あるいは、州レベルの地方政府が、2つ、あるいは3つ以上で実施する地方政府間協力のことである。トランサンショナル協力（Transnational Cooperation）とは、市町村レベル、州政府レベルだけでなく、国家中央政府も含み込み、比較的大きな領域をカバーする。さらに、リージョン間協力（Interregional Cooperation）とは、国境で隣接しない州政府間などの協力を指す。
- Charles Ricq, *Handbook of Transfrontier Co-operation (2006 Edition)*, Geneva: Council of Europe, 2006: 41-42.
- (5) 柑本英雄「非国家行為体の越境協力新モデル：欧州連合 EGTC 規則試訳」弘前大学人文学部『人文社会論叢』（社会科学篇）第18号、2007年、195-208頁。
- (6) EGTCに関する準備研究として、上記の「EUの越境協力に関する研究」をベースに、2014年1月にはハンガリーおよびスロバキアのEGTC調査に入り、EGTCシンクタンクであるCESCIと、4つのEGTC（Novohrad Nôgrád、Ister Granum、Pons Danubii、Arrabona）などを訪問し、どのよ

うに地域政策の越境プログラムの資金を使っているのかなど、担当者から聞き取り調査を実施した。その調査結果については、Centre of Regional Studies for the West Hungarian Research Institute (WHRI) を訪問した際に、ハンガリーにおけるEGTCの専門家 Tamás Hardi 研究員と議論を実施した。これらの研究成果は、柑本英雄「協生から考えるドナウサブリージョンの現状とEGTC」(『北東アジア地域研究』第23号、29-39頁、2017年)としてまとめた。ここでは、EGTCが、CADSES INTERREGマクロリージョンプログラムの失敗を超克する方法論としてドナウ川地域の国境地帯で生かされていることを考察した。2017年2月には、再度、ハンガリーに調査に入り、CESCIのGyula Ocskay事務局長らに、EGTC専門シンクタンクの役割についてインタビューを実施した。また、同年10月にはEUSDR(EUドナウ戦略)年次総会に出席し、ドナウ川流域の国境地帯の問題群の知識のアップデートを図った。この訪問時には、ハンガリー科学アカデミーも訪問し、Péter Balogh研究員(Institute for Regional Studies of the CERS)とEGTCのガバナンスの現状について意見交換を実施した。

- (7) Spatial Foresight, "Publications; Territorial dimension of EGTCs," <https://www.spatialforesight.eu/puplications.html#article-46> (accessed 15 August 2025).
- (8) Council of Europe, *European Outline Convention on Transfrontier Co-operation between Territorial Communities or Authorities* (Madrid: 21 May 1980).
- (9) 現在、EU加盟国でCoEに加盟していない国ではなく、EU加盟国はすべてCoE加盟国となる。また、CBCの観点から考えると、CoEにはノルウェー、スイス、トルコ、ウクライナなどEU非加盟国も多く含まれており、この定義はEU拡大局面においても有効となりうる。
Council of Europe 加盟国 <https://www.coe.int/en/web/portal/members-states> (accessed 17 August 2025)
- (10) European Commission and Association of European Border Regions (AEBR), *Practical Guide to Cross-Border Cooperation*, 2nd ed (Luxembourg: Gronau: European Commission: Association of European Border Regions (AEBR), 1997).
- (11) Klára Czimre, "Recovery or Discovery? Models and Motives of Cross-border Co-operation along the Eastern Border of Hungary after 1989-1990," *Eurolimes* 26 (2018) : 99.
- (12) INTERREGイニシアティブは、EC規則4253/88(EC規則2082/93によって改正)第11条、EC規則4254/88(EC規則2083/93によって改正)第3条第2項を法律的根拠とする、リージョン(Region)を交錯(Inter)する問題について解決を図る政策パッケージの総称である。

- (13) Martina Eckardt, Stefan Okruch, "The Legal Innovation of the European Grouping of Territorial Cooperation and its Impact on Systems Competition," Andrassy Working Paper Series in Economics and Business Administration, nr.37 (2018) : 2.
- (14) Matteo Berzi, "The Cross-Border Reterritorialization Concept Revisited: The Territorialist Approach Applied to the Case of Cerdanya on the French-Spanish Border," *European Planning Studies* 25, no. 9 (2017) : 1575-1596.
- (15) Milan Bufon, "Cross-border Policies and Spatial and Social Integration: Between Challenges and Problems," *European Spatial Research and Policy* 18, no. 2 (November 2011) : 32.
- (16) ただし、同時に、それは主権を侵害しない形で保護などの政策やその協力が進められなければならないことにもなる。
- (17) CESCI, *Analysis of Territorial Challenges, Needs and Potentials of the Danube Region and Strategic Options in View of the Transnational Cooperation for the Period 2021-2027*, Budapest, 2019.
- (18) Antoine Decoville and Frederic Durand, "Building a Cross-border Territorial Strategy between Four Countries: Wishful Thinking?" *European Planning Studies* 24, no. 10 (2016) : 1831.
- (19) CBCで、もう一点、複雑な問題がある。それは、国境を挟んで協力するアクターのスケールが異なる「領域的行為体の非対称性」の問題である。例えば、Friuli-Venezia Giulia州とスロベニアのように、国境を挟んでイタリアの1つの州とスロベニア国家そのものが接し、Friuli-Venezia Giulia州の州境界がイタリア国境に重なるケースがある。このように、CBRにはアクター間の「クロススケールの境界」のケースも存在し、国境を跨いだ地方政府と地方政府のような同じスケールのケースばかりではないことは、認識しておかねばならない。というのも、イタリア国家とFriuli-Venezia Giulia州とでは、異なった政治的意図をCBCに求める可能性があり、CBCの意図がイタリアとスロベニア国境そのものの問題にすり替えられる可能性があるからである。この地域の研究については、以下の報告に啓発された。鈴木鉄忠「国境の歴史認識をめぐる動員ネットワーク—イタリア「回想の記念日」の国境都市トリエステを事例に」地域社会学会第36回大会、自由報告部会3-2、2011年5月15日、山口大学。
- (20) 後述のように、マクロリージョンとミクロリージョンの2つが入れ子構造から逸脱しているが、マクロリージョンの空間の特殊性については、以下を参照されたい。
- 柏本英雄「欧洲越境広域グランドデザインのジオガバナンス的分析—欧洲大陸におけるスペシャルプランニング「CEMAT 基本理念」と EU 地域政策における「ESDP」の比較研究」環日本海学会『環日本海研究』第11

号、2005年、39-62頁；柑本英雄「EU 地域政策分析枠組みとしての「越境広域経営」モデル構築の試み：バルト海グランドデザイン VASAB2010とINTERREG II C を例証とした欧州地域空間再編成の研究」弘前大学人文学部『人文社会論叢（社会科学篇）』第14号、2005年、1-37頁；柑本英雄「スケール間の政治と“マクロリージョン”：『EU バルト海戦略』成立過程の研究」北東アジア学会『北東アジア地域研究』第17号、2011年、31-47頁。

- (21) Matteo Berzi, “The Cross-Border Reterritorialization Concept Revisited: The Territorialist Approach Applied to the Case of Cerdanya on the French-Spanish Border,” *European Planning Studies* 25, no. 9 (2017) : 1577.
- (22) John Allen, *Lost Geographies of Power* (Blackwel, 2003) : 2.
- (23) Lars Coenen and Bernhard Truffer, “Places and Spaces of Sustainability Transitions: Geographical Contributions to an Emerging Research and Policy Field,” *European Planning Studies* 20, no. 3 (2012) : 367-374.; Bernhard Truffer, James T. Murphy, and Rob Raven, “The Geography of Sustainability Transitions: Contours of an Emerging Theme,” *Environmental Innovation and Societal Transitions*, 17 (December 2015) : 63-72.
- (24) ESPON, *Towards Better Territorial Governance in Europe: A guide for practitioners, policy and decision makers based on contributions from the ESPON TANGO Project*, (2014) : 6. この Rubikube は、Decoville と Durand が指摘する「多面的な国境を越えた統合の概念 (multi-faceted concept of cross-border integration)」を、3次元でうまく表現していると言えよう。詳細は別稿に譲るが、この民族グループのドナウ川流域における分布から、民族分布の歴史的結果を読み取ることができる。Antoine Decoville & Frédéric Durand, “Building a Cross-Border Territorial Strategy between Four Countries: Wishful Thinking?” *European Planning Studies* 24, no. 10 (2016) : 1826.
- (25) 柑本, supra note 12 (成文堂、2000年).
- (26) 中村信吾・多賀秀敏・柑本英雄編『サブリージョンから読み解く EU・東アジア共同体—欧州北海地域と北東アジアの越境広域グランドデザイン比較』弘前大学出版会、2006年。
- (27) 国境を越えた統合を考える他の方法も、以下のようにある。例えば、国境を越えたガバナンスを考察する制度的アプローチがある。この分野は、政治学者や地理学者によって特に深く研究されている。Joachim Blatter, “From ‘Spaces of Place’ to ‘Spaces of Flows’? Territorial and Functional Governance in Cross-border Regions in Europe and North America,” *International Journal of Urban and Regional Research* 28, no. 3

- (September 2004) : 530-548; Christophe Sohn, Bernard Reitel, and Olivier Walther, "Cross-Border Metropolitan Integration in Europe: The Case of Luxembourg, Basel, and Geneva," *Environment and Planning C: Politics and Space* 27, no. 5 (2009) : 922-939; Sara Svensson and Carl Nordlund, "The Building Blocks of a Euroregion: Novel Metrics to Measure Cross-border Integration," *Journal of European Integration* 37, no. 3 (2015) : 371-89.
- (28) 欧州統合 (European Integration) におけるヒエラルキー的協力ツールとしてのMLGがある一方で、その対偶としての非ヒエラルキー的クロススケールリージョナルガバナンス (Cross-scale regional governance : CSRG) の手法が存在する。マクロリージョンにおける、これらの議論については、以下を参照されたい。柏本英雄『EUのマクロリージョン：欧洲空間計画と北海・バルト海地域協力』勁草書房、2014年；柏本英雄「[「協生」から考えるドナウサブリージョンの現状とEGTC—渋谷武先生のご逝去に寄せて—】北東アジア学会『北東アジア地域研究』第23号、2017年、29-39頁。
- (29) R. A. W. Rhodes, "The New Governance: Governing without Government," *Political Studies* 44, no. 4 (September 1996) : 652-667; Simin Davoudi and Ian Strange, eds. *Conceptions of Space and Place in Strategic Spatial Planning* (London: Routledge, 2009). これについて、MLGはその領土的ヒエラルキーのみならず、機能的調和についても取り込んだガバナンスの形態であるとPerićは指摘している。Ana Perić, "Multi-Level Governance as a Tool for Territorial Integration in Europe: Example of the Orient/East-Med Corridor," in *Spatial and Transport Infrastructure Development in Europe: Example of the Orient/East-Med Corridor*, eds. Bernd Scholl, Ana Perić, and Mathias Niedermaier (Hannover 2019) : 97. この機能的調和とは、ミクロリージョンのような「国境の機能」を調和させていくことを指している。
- (30) 峯田史郎「地域形成の多層性とスケールにおける権力関係—中国・雲南省の地域政策を事例に—」北東アジア学会『北東アジア地域研究』第21号、2015年、79-94頁。
- (31) これについては、拙著を参照されたい。柏本 (2014 & 2017), supra note 28. また、すべてのマクロリージョンレベルでの再領域化が成功したわけではなく、CADSESマクロリージョンのように、結果としてその領域が活発化せず、2つに分割することで政策容器として動き出したマクロリーションが存在することも付言しておく。
- (32) Hans Knippenberg and Virginie Mamadouh, "State Territoriality and Beyond: An Introduction," *Tijdschrift voor Economische en Sociale Geografie* 92, no. 4 (November 2001) : 391-393.

- (33) James Anderson and Liam O'Dowd, "Borders, Border Regions and Territoriality: Contradictory Meanings, Changing Significance," *Regional Studies* 33, no. 7 (1999) : 594.
- (34) *Ibid.*, 598.
- (35) Kal Raustiala, "The Evolution of Territoriality," *International Studies Review* 7, no. 3 (October 2005) : 515.
- (36) *Ibid.*
- (37) 山崎孝史「ロバート・D・サック『人間の傾城性：その理論と歴史』部分翻訳にあたって」『空間・社会・地理思想』11号、2007年、90-91頁；ロバート・D・サック（山崎孝史訳）「第2章 領域性の理論」ロバート・D・サック『人間の領域性—その理論と歴史』、『空間・社会・地理思想』11号、2007年、92-110頁。
- (38) 山崎孝史「境界、領域、「領土の罠」—概念の理解のために」『地理』61 (6)、2016年、90頁。これに対して、Painterは「Territory is not a source of power, but one of power's many possible effects」とも言っている。Joe Painter, "Geographies of Space and Power," in *The SAGE Handbook of Political Geography*, eds. Kevin R. Cox, Murray Low & Jennifer Robinson (SAGE, 2007) : 69.
- (39) 山崎、同上。
- (40) 領土性の概念を精査するとき、以下の議論が参考になる。Miles Kahler, "The State of the State in World Politics," in *Political Science: State of the Discipline*, eds. Ira Katznelson & Helen V. Milner (New York, WW Norton, 2002) : 56-83; Miles Kahler, "Territoriality and Conflict in an Era of Globalization," in *Territoriality and Conflict in an Era of Globalization*, eds. Miles Kahler and Barbara F. Walter (Cambridge: Cambridge University Press, 2006) : 1-22.
- (41) Peter J. Taylor, "The State as Container: Territoriality in the Modern World-system," *Progress in Human Geography* 18, no. 3 (June 1994) : 151-162; Anssi Paasi, "Place and Region: Looking through the Prism of Scale," *Progress in Human Geography* 28, no. 4 (August 2004) : 536-546.
- (42) John Gerard Ruggie, "Territoriality and Beyond: Problematizing Modernity in International Relations," *International Organization* 46, no. 1 (Winter 1993) : 139-174.
- (43) ソフトスペース (soft spaces) に関する議論は、拙著を参照されたい。柑本 (2014), *supra note 28*.
- (44) Kahler (2002 & 2006), *supra note 40*.
- (45) Painter, *supra note 38*: 67. Painterが執筆した章「Geographies of Space and Power」の1節見出し「Spatializing Power」からわかるように、

Power を Space の観点から読み解く必要がある。その中の一番有効な概念が、Cox による Territory の概念である。Kevin R. Cox, *Political Geography: Territory, State, and Society* (Oxford: Blackwell, 2002).

- (46) John Agnew, “The Territorial Trap: The Geographical Assumptions of International Relations Theory,” *Review of International Political Economy* 1, no. 1 (Spring, 1994) : 53-80; John Agnew, “Revisiting the Territorial Trap,” *Nordia Geographical Publications* 44, no. 4 (2015) : 43-48.
- (47) 山崎, supra note 37.
- (48) John Agnew, *Geopolitics: Re-visioning World Politics* (Second Edition) (Routledge, 2003) : 53; Agnew (2015), supra note 46.